

## 2. 避難拠点での生活が困難な方の受け入れ先

災害時の避難場所は、まずは最寄の避難拠点となりますが、介護を必要とするなど、避難拠点での生活が困難な場合も想定されます。

そのような方々の受け入れ先として、福祉施設の協力のもと、「福祉避難所」を開設します。

### 福祉避難所の開設

福祉避難所は、区内の高齢者・障害者施設等を指定していますが、すべてが開設されるのではなく、施設の被害状況や避難拠点からの受け入れ要請などに基づき、二次的に開設され、避難拠点から移動（搬送）し利用いただくこととなります。



### 対象となる方

高齢者、障害者、難病患者、人工透析患者など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の方を主に対象としています。

ただし、対象となる方すべてを受け入れることは難しいと考えられるため、次に掲げる方など、避難生活の状況を踏まえて対応します。

- ①車いす利用者、視覚障害者および介護を要する方等で、現に避難している避難拠点に段差があるなどにより、移動することが困難な方
- ②自閉症、精神障害、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難拠点での対応が困難な方  
なお、福祉避難所への受け入れ要請にあたっては、避難拠点要員を中心に、本人の心身の状況、介助者の有無、障害の種類や程度、本人や家族の希望等を確認の上、災害対策本部へ連絡してください。



## 福祉避難所への避難の流れ

## ① 避難拠点への避難

要配慮者の方々も危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。まずは自宅で生活することが基本となります。

自宅の倒壊や火災、避難勧告または避難指示等が出された場合など、自宅での生活ができない場合は、避難拠点（区立小・中学校）に避難します。

## ② 避難拠点から災害対策本部への受け入れ要請

避難拠点での生活が困難と思われる場合、避難拠点から災害対策本部に対し、福祉避難所での受け入れを要請します。なお、避難対象者1名につき、共に避難する介助者は1名とすることを基本とします。ただし、介助する方がいない場合や、介助者に小さな子どもがいて離れられない場合など、避難者の状況により例外もあります。

## ③ 災害対策福祉部における調整

災害対策福祉部では、福祉避難所に指定された施設からの情報を集約し、開設可能な施設と受け入れ可能人数等を把握します。

各避難拠点からの受け入れ要請者について調整の上、各福祉避難所への受け入れ対象者を決定し、各施設に対し福祉避難所の開設および対象者の受け入れを要請します。

## ④ 福祉避難所への移送

災害対策本部では、各避難拠点へ対象者の決定・受け入れ福祉避難所等を連絡します。各避難拠点では、対象者およびその家族等に対し、福祉避難所で受け入れ体制が整ったことを伝え、了解を得ます。

その後、福祉避難所の受け入れ対象者を家族や地域における支援者が移送します。これらの方を防災機関、区民防災組織、練馬区および各施設等が支援します。

